

ID: 98

担当部署: 健康推進課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	柴田町後期高齢者医療に関する条例 第7条及び第8条		
例規番号	平成20年条例第5号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第7条から第9条までの規定による。 (過料)</p> <p>第7条 被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由がなく法第137条第2項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の問題に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、100,000円以下の過料に処する。</p> <p>第8条 偽りその他不正の行為により保険料その他法第4章の規定による徴収金(町が徴収するものに限る。)の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。</p> <p>第9条 前2条の過料の額は、情状により、町長が定める。</p> <p>2 前2条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	令和5年9月29日